

## 議事要旨(5)棚卸資産専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び高津研究員より、棚卸資産の評価方法である後入先出法の取扱いに関する専門委員会における検討状況について、今後、検討する 2 つの方向性案（第 1 案：後入先出法を廃止する、第 2 案：後入先出法の採用を引き続き認めるものの、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を行う）を中心に説明がなされた。説明の後、委員から次のような発言があった。

- ・ 事務局の提案する第 1 案という方向性には賛成する。しかし、その理由として、後入先出法は、一般的に実際の物の流れに合わないという点にも言及すべきと考える。また、事務局が言及している「市況が継続的に上昇する傾向にある場合も多い。」という点は断定できないと考える。
- ・ 後入先出法で仮定している物の流れは、多くの場合、実際の物の流れとは関係がないが、これは原価の流れをどのように仮定するかということであり、原価を計算するときに、経営者の裁量が入らない方法を選ぶということである。また、第 1 案を選択する理由として、事務局が言及している幾つかの項目は、市況が右肩上がりという特定の状況を想定しており、そうでない場合には当てはまらない。この後入先出法が現在の会計実務において、何らかの問題があれば廃止ということも検討すべきだが、資料に挙げられている項目だけでは、これまで長い間我が国で認められてきた後入先出法を廃止するという理由にはなり得ないのではないか。そのため、第 2 案を支持する。
- ・ 資料に挙げられている理由だけで第 1 案という方向性を決めるのは難しい。第 2 案の方向性も含め、さらに検討する必要がある。

これらの意見を踏まえ、引き続き、後入先出法の取扱いを検討することとされた。

以 上